

令和6年9月26日

「弥生杉の取扱いに係る検討会」の設置について

令和6年8月28日～29日に襲来した台風10号の影響により倒伏した弥生杉について、関係者を交えた「弥生杉の取扱いに係る検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、今後の取扱いを検討することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 検討会設置の目的

台風により倒伏した弥生杉の今後の取扱いを決定するに当たり、関係者の意見を伺う場として検討会を設置します。

2 検討会の構成員

別紙のとおり

3 今後の予定

検討会を開催し、年内を目途に弥生杉の取扱いについて取りまとめを行います。
なお、検討会の開催日時と結果については、ホームページで公表いたします。

担当：九州森林管理局	
屋久島森林管理署	歌野
TEL 0997-46-2111	
屋久島森林生態系保全センター	木下
TEL 0997-42-0331	

「弥生杉の取扱いに係る検討会」の構成員

(敬称略・五十音順)

荒木 耕治	屋久島町 町長
荒田 洋一	鹿児島県樹木医会 樹木医 (屋久島自然遺産地域科学委員会委員)
有馬 照幸	屋久島町 観光まちづくり課長
池田 秀明	九州森林管理局 計画保全部長
池田 洋一	屋久島環境文化財団 事務局長
石田尾 茂樹	屋久島町 町議会議長
川瀬 翼	鹿児島県 自然保護課長
古賀 顕司	屋久島山岳ガイド連盟 代表
鮫島 典治	鹿児島県熊毛支庁 屋久島事務所長
竹中 康進	環境省自然保護官事務所 首席企画官
中馬 慎一郎	屋久島観光協会 ガイド部会長
西川 泰伸	屋久島観光協会 事務局長
日高 美智男	屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 事務局員
間世田 明里	鹿児島県樹木医会 樹木医
松本 薫	屋久島町立屋久杉自然館 館長
(事務局)	
森本 茂	屋久島森林管理署 署長
奥村 克	屋久島森林生態系保全センター 所長

弥生杉について

所 在：屋久島自然休養林（通称：白谷雲水峡）

宮之浦嶽国有林 215 い林小班

※ 屋久島世界自然遺産地域外

指 定 等：森の巨人たち百選（林野庁）

屋久杉巨樹・著名木（屋久杉自然館）

樹 高：26m

胸高周囲：7.6m

推定樹齢：〔下限値～上限値〕800～2,500年〔中央値〕1,600年

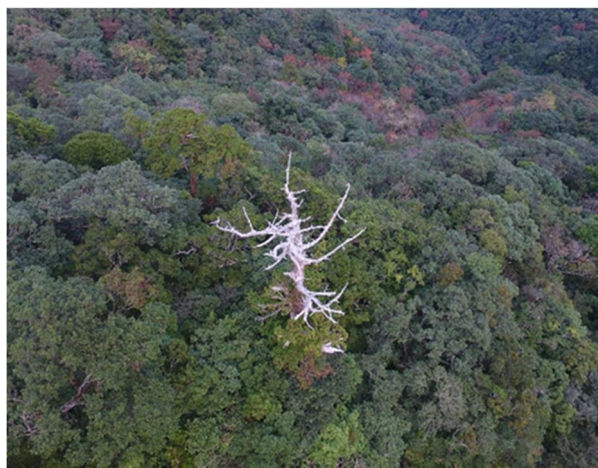
※屋久杉巨樹・著名木調査一覧（林野庁）より



被害後の様子



被害前の様子



① 屋久島森林生態系保護地域

位置及び区域：鹿児島県熊毛郡屋久島町

愛子岳国有林204ら林小班外、平瀬国有林1い林小班外

面積：保存地区（9600.55ha）

保全利用地区（5584.89ha）

② 弥生杉について

所 在：屋久島白谷雲水峡内（宮之浦嶽国有林215い林小班）

樹 高：26m

胸高周囲：7.6m

推定樹齢：[下限値～上限値] 800～2,500年 [中央値] 1,600年

指定等：屋久島森林生態系保護地域（保全利用地区）

レクリエーションの森（屋久島自然休養林）

森の巨人たち百選（林野庁）

屋久杉巨樹・著名木（屋久杉自然館）

水源かん養保安林

保健保安林

屋久島国立公園（第3種特別地域）

鳥獣保護区

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

③ 保護林関連規定

保護林設定管理要領（抜粋）

第4 保護林の設定及び管理

1 森林生態系保護地域

(4) 取扱いの方針 森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層 林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為（(イ)に掲げるものを除く。）。

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧 及びこれらに係る予防的措置等、非常

災害に際して必要と認められる 行為

- (g) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- (i) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
- (f) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
- (h) 標識類の設置等
- (e) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

屋久島森林生態系保全地域計画（抜粋）

4 森林生態系保護地域の管理に関する事項

（１）保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、次に掲げる行為を除き保存地区の森林に原則として
人手を加えずに自然の推移にゆだねることとする。

ア モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、生物遺伝資源の利用に係わる行為等、学術研究その他公益上の理由により必要と認められる行為

イ 非常災害のため応急処置として行う次の行為

- （ア） 山火事の消火等
- （イ） 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

（２）保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすこととする。保全利用地区の森林は、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。

屋久島森林生態系保全地域管理方針書（抜粋）

保護・管理及び利用に関する事項

保存地区 （9,600.55ha）・・・禁 伐

原則として人手を加えずに、自然の推移にゆだねる。

保全利用地区（5,584.89ha）・・・木材生産を目的とする森林施業は行わない。ただし、人工林については複層林施業等を行う。

将来的には天然林への移行を図る。

屋久島世界遺産地域管理計画（抜粋）

5. 管理の方策

（１）生態系と自然景観の保全

ア. 基本的な考え方

遺産地域が有する特異な生態系と優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とする。ただし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これら特定の生物等の影響の緩和や生物多様性の維持等に有効な対策を講じていくものとする。

特に、世界遺産委員会に評価された特異な生態系や優れた自然景観の維持が確保されているか適切に把握し、必要に応じて絶滅が危ぶまれる固有種・希少種の保護・増殖等 生物多様性の保全を図るための有効な対策を講

じていくものとする。

イ. 生態系の保全

ウ) スギ天然林

天然スギは、島の中央山岳地帯である奥岳地域を中心に標高 600m付近から 1,800m 付近まで分布し、なだらかな傾斜面や山の中腹部に多く生育する。遺産地域は、縄文杉などの樹齢数千年のヤクスギに代表される天然スギが優占する特異な生態系と優れた自然景観を有しており、このことが世界遺産委員会においても評価されている。また、天然スギ林の齢級構成は、現在、江戸時代の伐採の影響で樹齢 300 年生以下のものが多いが、大径木は樹齢 800 年生以上といわれている。

また、これまでの研究事例において、天然スギの更新には一定規模以上の攪乱の発生が必要とされているが、詳しいメカニズムについては明らかにされていない。このため、天然スギの分布状況や更新状況等を定期的に調査し、その健全性について モニタリングする。また、その結果を踏まえ、必要に応じて保護・保全対策を行い、その効果について評価する。

ウ. 自然景観の保全

(イ) ヤクスギの巨樹・巨木

樹齢千年以上のヤクスギは世界的にも特異であり、これらに代表される天然スギが 優占する優れた自然景観は、世界遺産委員会においても評価されている。このため、ヤクスギについて、巡視活動を通じて樹勢の衰えている個体の把握に努める。樹勢の衰えが見られる個体については、その原因を究明するために専門家による現地調査等を行うとともに、その個体の健全性についてもモニタリングする。また、その結果を踏まえ、必要に応じて樹勢回復措置等を行い、その効果について評価する。